

議案第36号

山陽小野田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月25日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

山陽小野田市長等の給与に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の2項を加える。

（市長及び副市長の給料の特例）

- 2 市長及び副市長の給料月額は、令和8年4月1日から令和8年6月30日までの間、第4条の規定にかかわらず、同条に規定する給料月額から当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。
- 3 令和8年6月に支給する市長及び副市長の期末手当の算定の基礎となる給料月額については、前項の規定は適用しない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

山陽小野田市長等の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。</p> <p><u>(市長及び副市長の給料の特例)</u></p> <p>2 <u>市長及び副市長の給料月額</u>は、令和8年4月1日から令和8年6月30日までの間、第4条の規定にかかわらず、同条に規定する給料月額から当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>3 <u>令和8年6月に支給する市長及び副市長の期末手当の算定の基礎となる給料月額</u>については、前項の規定は適用しない。</p>	<p>附 則</p> <p>この条例は、平成17年3月22日から施行する。</p>